

FPwoman*Club 会則

本会則は「FPwoman*Club」の円滑な運営のための基本的事項を定めるものであり、メンバーはこの会則に同意したうえで活動しなければならない。

(目的)

1. 女性FPが互いにコミュニケーションを深めながら、女性ならではの視点を活かしたファイナンシャルプランニング・サービスを提供するための研鑽を積むことを目的とする

(会の名称)

1. 当会の名称は「FPwoman*Club (エフピー・ウーマン・クラブ)」とする

(入会資格)

1. なんらかの機関が認定するFP資格を有する女性であること
2. 本会則に同意し、FPwoman*Club事務局から活動参加を認められていること

(入会)

1. 原則としてサイト上での公開募集を行う
2. メンバーとして参加を希望する場合には、参加申込書の必要事項に記入、署名、捺印をしたうえで事務局宛に郵送またはFAXにて申し込む
3. 事務局の許可を得、所定の会費を納めた時点で正式に加入が認められたものとする

(退会)

1. 退会を希望する場合には、事務局に退会の意思を伝え、任意に退会することができる

(除名)

1. 当会の名誉を毀損し、円滑な会運営に支障をきたす行為をした場合には、事務局の判断によって除名処分とすることができる

(会費など)

1. 会期は4月1日～翌年3月31日までとする
2. メンバーは年会費として12,000円を、毎年3月31日までに一括前払いするものとする
3. 年度途中で入会した場合には、入会の日が属する月より期末まで1ヵ月当たり1,000円を納めるものとする
4. 年度途中で退会した場合にも返金はしないものとする

(責任の所在)

1. メンバーが個人または他の団体において行う活動については、当会は一切の責任を負わないものとする

(機密保持に関する事項)

1. 当会にて情報提供、議論され知り得た情報で、公知の事実となっていない情報については、情報発信者の許可がある場合を除いて当会外での利用を禁止する
2. 上記の定めに関わらず無断で情報を公開・利用した場合には、その結果発生する損害について当会は一切の責任を負わないものとする

(施行)

1. 本会則は2006年4月1日から施行する